

1. 保険料率について

医療保険制度を取り巻く環境は、高齢化の進展や医療の高度化等により国民医療費は増加し、財政面において厳しい状況が続いております。国民皆保険の中核を担っている健康保険組合の財政も、高齢者医療制度への納付金等の負担が増加する中で、支え手である現役世代の負担も限界に達しており、厳しい状況におかれています。

当組合の運営についても、保険給付費や高齢者医療制度への納付金等は引続き重い負担となっています。

そのような状況の中、当組合の保険料率は中期的財政見通しを勘案しつつ、

令和6年度の一般保険料率（調整保険料率を含む）は千分の2引上げて千分の94、
介護保険料率は前年度と同様、千分の18としました。

なお、この決定につきましては、2月14日に開催された第238回組合会におきまして、議決承認されています。この変更は、令和6年3月分保険料（4月15日告知書発送、4月30日納付期限）からとなります。

※ 任意継続被保険者及び特例退職被保険者につきましては、令和6年4月分保険料からとなります。

■保険料月額と負担割合につきましては、[こちら](#)をご参照ください。